

「従来の医療費控除」と「セルフメディケーション税制(特例)」

どちらを適用しますか？

判定フローチャート

(医療費の合計額(補填金差引後)が188,000円以上の場合は判定不要です！)

※ 従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は、いずれか一方のみの選択適用です。確定申告で選択した方法を、その後、更正の請求又は修正申告において変更することはできません。

平成29年中において、申告される方ご本人が、健康の保持増進及び疾病の予防の取組を行ったことを明らかにする、次のいずれかの書類はありますか。

- インフルエンザ等の予防接種の領収書又は予防接種済証
- 市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
- 職場で受けた定期健康診断の結果通知表
- 特定健康診査の領収書又は結果通知表
- 人間ドックやがん検診等、各種健診(検診)の領収書又は結果通知表

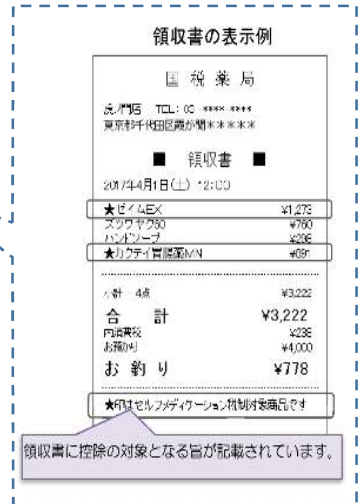
※ これらの費用は、原則、医療費控除の対象外です。

Yes

あなたが平成29年中に支払ったセルフメディケーション税制の対象となる費用の合計額: (★) 円

※ セルフメディケーション税制対象品は、領収書(レシート)に対象となる旨の記載があります。

(★)の金額が12,000円を超えていますか。



No

従来の医療費控除適用

No

Yes

以下の算式により、どちらを適用するか判定します。
 ※ 「従来の医療費控除」の①の金額には、「セルフメディケーション税制」の①の金額(上記(★)の金額)を含みます。

従来の医療費控除

- あなたが平成29年中に支払った医療費の合計額 円
- 保険金などで補填される金額 円
- 差引金額 (① - ②) 円
- 医療費控除額 (③ - 10万円(※)) (最高額200万円、マイナスの場合は0円) 円 (A)

※ 所得金額の合計額が200万円未満の方は10万円に代えて所得の合計額×5%の額を差し引きます。

セルフメディケーション税制

- 上記(★)の金額 円
- 保険金などで補填される金額 円
- 差引金額 (① - ②) 円
- 医療費控除額 (③ - 12,000円) (最高額8万8千円、マイナスの場合は0円) 円 (B)

(A)の金額と(B)の金額を比べてください。

(A) > (B) の場合

(A) < (B) の場合

従来の医療費控除

セルフメディケーション税制